

(様式1)

綾教総第28号

令和3年2月15日

文部科学大臣 殿

綾瀬市長 古塩 政由

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

綾瀬市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度

(担当)

綾瀬市教育委員会教育部教育総務課 東

電話：0467-70-5650

E-mail：wm.705650@city.ayase.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

- ・落合小学校及び北の台中学校の給水管を耐震化することにより、災害後も支障なく給水機能が利用できるよう整備を行う。
- ・土棚小学校、綾北中学校の体育館のガラスの破損・落下防止対策として、劣化した飛散防止フィルムの貼り換えを行い、安全な教育環境を確保するとともに、避難所としての安全性を確保する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		10 校
中学校		5 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	15 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年2月15日
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	—

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>事業が完了した後、教育委員会において事後評価を行い、その結果を市のホームページで公表する。</p>
--

